

## 解答解説

### 【問 1】正解 4

- 1 正しい 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。よって、Aが意思能力を喪失して締結したA B間の契約は、無効である
- 2 正しい 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。よって、BがAの真意の内容までは知らなかったとしても、Aの意思表示が真意とは異なることは知ることができたといえるときは、売買契約は無効である。ただ、この無効は、善意の第三者に対抗することができない。
- 3 正しい 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。よって、Bがその事実を知らなかった（善意）としても、知ることができた場合（善意有過失）であれば、Aは売買契約を取り消すことができる。
- 4 誤り 詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。ここより、詐欺につき善意有過失の第三者には、詐欺取消しを対抗することができる。よって、DにおいてAが騙されていたことにつき知らなかった場合であっても、知ることができたときは、Aは、DにBとの売買契約の取消しを対抗することができる。

### 【改正規定】

#### 肢 1

（意思能力）

第 3 条の 2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

#### 肢 2

（心裡留保）

第 93 条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのため

にその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

2 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

### 肢 3・4

(詐欺又は強迫)

第 96 条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

### 【問 2】正解 4

- 1 正しい 錯誤による意思表示は、無効ではなく、一定の要件をみたすときに取り消すことができる。ただ、Aが錯誤を理由に売買契約を取り消す場合、その錯誤は、法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであることを要する。
- 2 正しい 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合でも、①相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき、または②相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたときであれば、表意者はなお錯誤を理由に取消しをすることができる。よって、Aに錯誤につき重大な過失があるときであっても、BがAに錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき、あるいはBがAと同一の錯誤に陥っていたときであれば、Aは、錯誤による契約の取消しを主張することができる。
- 3 正しい 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤、いわゆる動機の錯誤を理由とする意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていること、つまり動機が表示されていたときに限り、することができる。よって、Aの錯誤が売買契約の基礎とした事情についてのその認識が真実に反するものであるとき、当該事情が売買契約の基礎とされていることが表示されていたとき

に限り、Aは、錯誤による売買契約の取消しを主張することができる。

- 4 誤り 錯誤による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。よって、AがBとの売買契約を錯誤を理由に取り消したとき、CがAの錯誤を知らなかったことにつき過失があれば、それが重大な過失にあたらぬ場合でも、Cは、Aに対し土地甲の取得を主張することはできない。

### 【改正規定】

肢1・2・3・4

(錯誤)

第95条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。

二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

### 【問 3】正解3

1 正しい 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。つまり、隔地者に対する意思表示か、対話者間の意思表示かを問わず、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。また、意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

2 正しい 意思表示の相手方がその意思表示を受けたときに意思能力を有しなかったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、意思能力を回復した相手方がその意思表示を知った後は、この限りでない。つまり、その意思

表示をもってその相手方に対抗することができる。

- 3 誤り 相手方が意思表示を受けたときに未成年者又は成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができないが、法定代理人がその意思表示を知ったとき又は未成年者又は成年被後見人が行為能力者となった後にその意思表示を知ったときは、この限りでない。しかし、制限行為能力者で意思表示の受領能力が制限されるのは未成年者又は成年被後見人であり、被保佐人又は被補助人は意思表示の受領能力を有する。よって、相手方が意思表示を受けたときに被保佐人又は被補助人でさっても、その意思表示をもってその相手方に対抗することができる。
- 4 正しい 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。また、条件付法律行為において条件の成就によって利益を受ける当事者が故意に条件を成就させたときは、相手方は条件が成就しなかったものとみなすことができる。

#### 【改正規定】

#### 肢 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4

(意思表示の効力発生時期等)

第九十七条 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

3 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

#### 肢 4

(条件の成就の妨害等)

#### 第 130 条

2 条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。

#### 【問 4】正解 3

- 1 正しい 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、

かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。しかし、制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするときには、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しない。よって、被保佐人又は被補助人の行為について、保佐人又は補助人は、保佐開始又は補助開始の審判の取消しの前であっても、取り消すことができる。

- 2 正しい 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。ただ、制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするときは、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しない。つまり、成年被後見人を除く制限行為能力者は、取消しの原因となっていた状況が消滅する前であっても、法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をすることができる。
- 3 誤り 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。よって、取消権を有することを知らずに追認の意思表示をしても無効である。しかし、履行の請求等一定の事実により追認したものとみなされる法定追認にあつては、取消権を有することを知ってなされることを要しない。よって、取消権を有することを知らずに履行の請求をしても追認をしたものとみなされる。
- 4 正しい 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあつては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。また、行為の時に意思能力を有しなかった者も、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

#### 【改正規定】

#### 肢 1・2・3

#### （追認の要件）

第二百二十四条 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。

- 2 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にする

ことを要しない。

- 一 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。
- 二 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

### 肢 3

（法定追認）

第百二十五条 追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。

#### 二 履行の請求

### 肢 4

（原状回復の義務）

第 121 条の 2 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

2 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

3 第一項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。

### 【問 5】正解 3

- 1 正しい 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。ここより、制限行為能力者であっても、代理人となることができ、法が認めていない場合を除き、他の制限行為能力者の法定代理人となることができる。ただ、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人と

してした行為は、行為能力の制限を理由に取り消すことができる。

- 2 正しい 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。成年被後見人が行った土地の売買契約は、成年被後見人の同意を得ていたとしても、なお行為能力の制限によって取り消すことができる。よって、成年被後見人が未成年者の法定代理人として締結した土地の売買契約は、成年被後見人の同意を得ていたとしても、行為能力の制限を理由に取り消すことができる。
- 3 誤り 被保佐人は、期間3年を超える建物の賃貸借を制限行為能力者の法定代理人としてするときには、保佐人の同意を要する。しかし、期間3年以下の建物の賃貸借であれば、これを制限行為能力者の法定代理人としてするときでも、保佐人の同意を要しない。よって、被保佐人が未成年者の法定代理人として期間2年の建物の賃貸借契約を締結するにあたり保佐人の同意を得ていなかったとしても、取り消すことはできない。
- 4 正しい 制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、行為能力の制限を理由に取り消すことができる。行為能力の制限を理由とする取消しは、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限りすることができる。ここから、被保佐人Aが被保佐人Bの法定代理人としてした行為について行為能力の制限を理由に取り消すことができるとき、Aは制限行為能力者として、Bは他の制限行為能力者として、Cは制限行為能力者Aに同意をすることができる者として、Dは他の制限行為能力者Bに同意をすることができる者として、それぞれAが法定代理人としてした行為について行為能力の制限を理由とする取消しをすることができる。

#### 【改正規定】

#### 肢1・2・3

（代理人の行為能力）

第102条 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。

### 肢 3

(保佐人の同意を要する行為等)

第 13 条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

九 第 602 条に定める期間を超える賃貸借をすること。

十 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第 17 条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の法定代理人としてすること。

### 肢 4

(取消権者)

第 120 条 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

### 【問 6】正解 4

- 1 正しい 同一の法律行為について、当事者双方の代理人としてした行為（双方代理行為）は、代理権を有しない者がした行為（無権代理行為）とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。そして、代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約（無権代理行為としての契約）は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない（無効）。ここより、当事者による事前の承認なしに当事者双方の代理人としてした土地売買契約は、追認を得ないかぎり、無権代理行為として当事者間に効力を生じない（無効）。
- 2 正しい 代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為（無権代理行為）とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。そして、代理権を有しない者が他人の代理人としてした行為（無権代理行為）は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない（無効）。ここより、あらかじめ本人の許諾を得ることなく行われた代理人と本人との利益が相反する行為は、無権代理行為として本人の追認を得ないかぎり、効力を生じない。
- 3 正しい 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為（代理権濫用行為）をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたとき



は、その行為は、代理権を有しない者がした行為（無権代理行為）とみなす。そして、代理権を有しない者が他人の代理人としてした行為（無権代理行為）は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない（無効）。ここより、代理行為が代理権の範囲内のものであっても、それを代理人が自己の利益を図る目的で行い、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その代理行為は、無権代理行為として本人の追認を得ないかぎり、無効である。

- 4 誤り 特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。つまり、特定の法律行為をすることを委託した本人は、特別の指図をしていなかったとしても、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。

#### 【改正規定】

#### 肢1・2

（自己契約及び双方代理等）

第108条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

#### 肢3

（代理権の濫用）

第107条 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

#### 肢4

（代理行為の瑕疵）

#### 第101条

3 特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によ

って知らなかった事情についても、同様とする。

【問 7】正解4

- 1 誤り 委任契約に伴い代理権の授与を受けた受任者である代理人、いわゆる任意代理人は、委任契約に基づき善良なる管理者の注意を委任事務を処理する債務を負う。任意代理人が復代理人を選任したことは、この委任契約による債務を第三者を使用して履行するものといえる。そこで第三者である復代理人が本人に損害を与えたときは、この復代理人を使った債務の不履行といえ、委任契約及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができる事由によるものと認められるときは、債務不履行責任として損害賠償責任に問われる。このとき、復代理人の使用が本人の許諾を得て、又はやむを得ない事由によるものであったとしても、そのことで債務不履行責任が選任及び監督に係るものに限定されるものではない。よって、選任及び監督につき任意代理人の帰責事由が認められない場合であっても、なお委任契約及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができる事由がある場合もないとはいえず、任意代理人が本人に対して損害賠償責任を負うことがある。
- 2 誤り 委任契約に伴い代理権の授与を受けた受任者である代理人、いわゆる任意代理人は、委任契約に基づき善良なる管理者の注意を委任事務を処理する債務を負う。任意代理人が復代理人を選任したことは、この委任契約による債務を第三者を使用して履行するものといえる。そこで第三者である復代理人が本人に損害を与えたときは、この復代理人を使った債務の不履行といえ、委任契約及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができる事由によるものと認められるときは、債務不履行責任として損害賠償責任に問われる。このとき、本人の指名に従って復代理人を選任した場合であれば、任意代理人が当該復代理人が不適任又は不誠実であることを通知せず、又は解任することを怠った場合に限り任意代理人は本人に対し損害賠償責任を負うというものではない。よって、本人の指名に従って復代理人を選任したこと及び復代理人が不適任又は不誠実であることを本人に通知したことを考慮しても、なお委任契約及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができる事由がある場合もないとはいえず、任意代理人が本人に対して損害賠償責任を負うことがある。
- 3 誤り 受寄者は、寄託契約に基づき受寄物を寄託者に引き渡すまで、契約及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、寄託物を保管する債務を

負う。受寄者が寄託物を第三者に保管させたことは、この寄託契約による債務を第三者を使用して履行するものといえる。そこで第三者である再受寄者が本人に損害を与えたときは、この再受寄者を使った債務の不履行といえ、寄託契約及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができる事由によるものと認められるときは、債務不履行責任として損害賠償責任に問われる。このとき、第三者の使用が本人の許諾を得て、又はやむを得ない事由によるものであったとしても、そのことで債務不履行責任が選任及び監督に係るものに限定されるものではない。よって、選任及び監督につき受寄者の帰責事由が認められない場合であっても、なお寄託契約及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができる事由がある場合もないとはいえず、受寄者が本人に対して損害賠償責任を負うことがある。

- 4 正しい 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。この第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

#### 【改正規定】

#### 肢 1・2・3

##### (債務不履行による損害賠償)

第 415 条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

#### 下記改正前 105 条を削除

##### (復代理人を選任した代理人の責任)

第 105 条 代理人は、前条の規定により復代理人を選任したときは、その選任及び監督について、本人に対してその責任を負う。

2 代理人は、本人の指名に従って復代理人を選任したときは、前項の責任を負わない。ただし、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠ったときは、この限りでない。

##### (寄託物の使用及び第三者による保管)

#### 第 658 条

2 第 105 条及び第 107 条第 2 項の規定は、受寄者が第三者に寄託物を保管させることができ

る場合について準用する。

#### 肢 4

(遺言執行者の復任権)

第 1016 条 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

2 前項本文の場合において、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

#### 【問 8】正解 4

- 1 正しい 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば代理権授与の表示による表見代理の責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外に行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。
- 2 正しい 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば代理権消滅後の表見代理の責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外に行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。
- 3 正しい 代理権がないにもかかわらず他人の代理人として契約をした者は、本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任（無権代理人の責任）を負う。ここにおいて、無権代理人が無権代理人の責任を免れるためには、無権代理人において本人の追認を得たことの立証責任が予定されている。相手方は、無権代理人の責任を追及するに当たり本人の追認を得ることができなかったことを立証する必要はない。
- 4 誤り 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったときは、無権代理人の責任を負わない。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。ここより、代理権を有しないことを知りながら他人の代理人として契約をした者は、相手方が代理権を有しないことを過失によって知らなかった場合であっても、無権

代理人の責任を免れない。

【改正規定】

肢 1

(代理権授与の表示による表見代理等)

第 109 条

2 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外に行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

肢 2

(代理権消滅後の表見代理等)

第 112 条

2 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外に行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

肢 3・4

(無権代理人の責任)

第 117 条 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。
- 二 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。
- 三 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。

【問 9】正解3

- 1 正しい 裁判上の請求は時効の完成猶予事由であり、その事由が終了するまでの間は、時効は、完成しない。そして、確定判決により権利が確定したときは、その時から新たにその進行を始める（時効の更新）。
- 2 正しい 催告は時効の完成猶予事由であり、それだけで、つまり訴えの提起等がなくても、催告の時から6カ月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。ただ、催告は時効の更新事由ではなく、催告による時効の更新はない。
- 3 誤り 強制執行又は担保権の実行は時効の完成猶予事由であり、その手続きが終了するまでは時効の完成が猶予される。そして、その手続きが終了した時から新たに時効が進行を始める。すなわち、強制執行又は担保権の実行により債権の全部につき満足を得ることができなかつたときのその残部について、時効の更新として、新たに時効が進行を開始する。
- 4 正しい 仮差押え・仮処分は、時効の完成猶予事由ではあり、その手続きが終了した時から6カ月を経過するまでの間は、時効は完成しない。しかし、時効の更新事由ではなく、仮差押え又は仮処分があっても時効の更新はない。

【改正規定】

肢1

（裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新）

第147条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

一 裁判上の請求

二 支払督促

三 民事訴訟法第275条第1項の和解又は民事調停法若しくは家事事件手続法による調停

四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

肢2

（催告による時効の完成猶予）

第150条 催告があつたときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

### 肢 3

(強制執行等による時効の完成猶予及び更新)

第 148 条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

一 強制執行

二 担保権の実行

三 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百九十五条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売

四 民事執行法第百九十六条に規定する財産開示手続又は同法第二百四条に規定する第三者からの情報取得手続

2 前項の場合には、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。

### 肢 4

(仮差押え等による時効の完成猶予)

第 149 条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から 6 箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

一 仮差押え

二 仮処分

### 【問 10】正解 3

- 1 正しい 裁判上の請求がなされたが、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその手続きが終了した場合にあっては、その終了の時から 6 カ月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。ここより、訴えを提起したが、訴えの却下又は訴えの取下げにより手続きが終了した場合、その終了の時から 6 カ月を経過するまでの間は、時効は完成しない。

- 2 正しい 強制執行の申立てがなされたが、その申立ての取下げによってその手続きが終了した場合にあっては、その終了の時から6カ月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。
- 3 誤り 担保権の実行は、時効完成猶予事由である。この時効の完成猶予は、完成猶予の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する（相対効）。ただ、この担保権実行の手続を時効の利益を受ける者以外の者に対してしたときでも、時効の利益を受ける者に通知をすれば、時効の利益を受ける者との関係で時効の完成猶予の効力を生じる。ここより、第三者が設定した抵当権を実行し、被担保債権の債務者に通知すれば、当該債務者との関係で被担保債権の消滅時効の時効の完成が猶予される。よって、第三者が設定した抵当権が実行されても、当該債権の時効の完成猶予の効力が生ずることはないとはいえない。
- 4 正しい 催告があったときは、その時から6カ月を経過するまでの間は、時効は、完成しない（時効の完成猶予）。催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、時効の完成猶予の効力を有しない。

#### 【改正規定】

##### 肢1

（裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新）

第147条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

##### 一 裁判上の請求

##### 肢2

（強制執行等による時効の完成猶予及び更新）

第148条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

##### 一 強制執行

##### 肢3

（強制執行等による時効の完成猶予及び更新）

第148条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（申立ての取下げ又は法律の



規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。

一 強制執行

二 担保権の実行

(時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲)

第153条 第147条又は第148条の規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

第154条 第148条第1項各号又は第149条各号に掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、第148条又は第149条の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。

肢4

(催告による時効の完成猶予)

第150条 催告があったときは、その時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

【問 11】正解2

- 1 正しい 権利についての協議を行う旨の合意(協議合意)が書面でされたときは、時効の完成猶予の効力を生じる。また、協議合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、時効の完成猶予の効力を生じる。
- 2 誤り 協議合意による時効の完成の猶予は、①その合意があった時から1年を経過した時、②その合意において当事者が協議を行う期間として1年未満の期間を定めるときは、その期間を経過した時、③当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6カ月を経過した時のいずれか早い時までの間である。

- 3 正しい 協議合意により時効の完成が猶予されている間にされた再度の協議合意も、新たな協議合意として時効完成猶予の効力を生ずる。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。
- 4 正しい 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた協議合意は、時効の完成猶予の効力を有しない。協議合意により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様に時効の完成猶予の効力を有しない。

#### 【改正規定】

肢1・2・3・4

(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)

第151条 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

- 一 その合意があった時から1年を経過した時
- 二 その合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時
- 三 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6箇月を経過した時

2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。

3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第1項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。

4 第1項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前3項の規定を適用する。

5 前項の規定は、第1項第3号の通知について準用する。

【問 12】正解 4

- 1 正しい 時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。よって、債務者のほか、保証人、物上保証人、第三取得者も時効援用権者に該当する。
- 2 正しい 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため裁判上の請求等の時効の完成猶予事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から3箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。
- 3 正しい 債権は、①債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき、②又は権利を行使することができる時から10年間行使しないとき、時効によって消滅する。これにつき、医師の診療債権、弁護士の職務に関する債権のような職業に基づく債権と売買代金債権のような通常の債権とで異なることはない。つまり、医師の診療債権、弁護士の職務に関する債権のような職業に基づく債権の消滅時効期間は、売買代金債権のような通常の債権の消滅時効期間よりも短期というものではない。
- 4 誤り 定期金の債権は、債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から5年間ではなく、10年間行使しないときには、時効によって消滅する。

【改正規定】

肢 1

（時効の援用）

第 145 条 時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

肢 2

（天災等による時効の完成猶予）

第 161 条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため第 147 条第 1 項各号又は第 148 条第 1 項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から3箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

### 肢 3

#### 下記改正前 170 条から 174 条を削除

(3 年の短期消滅時効)

第 170 条 次に掲げる債権は、3 年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

- 一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
- 二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第 171 条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から 3 年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

(2 年の短期消滅時効)

第 172 条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から 2 年間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第 173 条 次に掲げる債権は、2 年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするこ  
とを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

(一年の短期消滅時効)

第 174 条 次に掲げる債権は、1 年間行使しないときは、消滅する。

- 一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は  
立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

#### 肢 4

(定期金債権の消滅時効)

第 168 条 定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から 10 年間行使しないとき。
- 二 前号に規定する各債権を行使することができる時から 20 年間行使しないとき。

#### 【問 13】正解 4

- 1 正しい 債権は、民法が別段の定めをしている場合を除き、①債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき、又は権利を行使することができる時から 10 年間行使しないときには、時効によって消滅する。
- 2 正しい 債権は、債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき、又は権利を行使することができる時から 10 年間行使しない時は、時効によって消滅する。しかし、債務不履行が原因の死亡等損害賠償請求権は、被害者である債権者が権利を行使することができることを知った時を起算点とするときは 5 年間行使しないことで時効によって消滅するが、被害者である債権者が権利を行使することができる時を起算点とするときは 10 年ではなく 20 年間行使しないことで時効によって消滅する。
- 3 正しい 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないときに時効によって消滅する。しかし、不法行為を原因とする死亡等損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間ではなく 5 年間行使しないときに時効によって消滅する。
- 4 誤り 不法行為を原因とする死亡等損害賠償請求権は、不法行為の時から 20 年間行使しないときに時効によって消滅する。ここに 20 年間は、除斥期間ではなく、時効期間であり、当事者による時効の援用がなければ、裁判所はこれによって裁判をすることができない。また、時効消滅であるところから、時効の完成猶予により消滅が猶予されるということがある。

#### 【改正規定】

#### 肢 1

(債権等の消滅時効)

第 166 条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき。

#### 肢 2

(人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効)

第 167 条 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一項第二号の規定の適用については、同号中「10 年間」とあるのは、「20 年間」とする。

#### 肢 3

(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第 724 条の 2 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第 1 号の規定の適用については、同号中「3 年間」とあるのは、「5 年間」とする。

#### 肢 4

(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第 724 条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。